

第 1 回世田谷区環境審議会

日時：令和 7 年 6 月 26 日（木）
午後 3 時～

会場：オンライン会議

午前10時開会

○中西環境政策部長 定刻になりましたので、これより令和7年第1回世田谷区環境審議会を開会いたします。

私は環境政策部長の中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただき御礼申し上げます。

当環境審議会はZ o o mでのオンライン開催とさせていただいております。Z o o mでの会議進行について、委員の皆様には事前に御案内いたします。

まず、御自身の発言時以外はミュートに設定していただくようお願いいたします。発言する際には、手をカメラから見えるように挙げていただくか、あるいは手を挙げるボタンを表示して、司会から指名された後にミュートを解除して発言してください。なお、Z o o mにはチャット機能がございますが、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしませんので御了承ください。また、発言する際は、まず先に御自分の名前をおっしゃってください。通信上のトラブルがあった場合には、先に御案内しております事務局の携帯電話へ御連絡ください。録音録画やスクリーンショットなどは御遠慮ください。通信状況により一部の音声聞き取りづらくなる場合もございます。ヘッドセット等を御使用いただくと比較的聞き取りやすくなるようですので、もしお持ちでありましたら機器の接続をお願いいたします。

今回は第16期環境審議会の第1回目の開催となりますので、世田谷区環境審議会規則第3条に基づき、会長、副会長をこれから選出いただきまして、その後、本審議会の議事を進めていただくこととなります。会長、副会長の選出までは私が進行を務めさせていただきます。

なお、本日の終了時刻は16時40分を予定してございます。

本日は、岩波委員、小林委員、三條委員から欠席の御連絡をいただいております。また、飯島委員は16時までの御参加となります。

現時点で審議会委員14名のうち11名の御出席をいただいております。審議会の定足数の過半数は満たしておりますことを御報告いたします。

なお、委員の委嘱状につきましては、本審議会はオンライン開催のため、事前に送付してございます。

傍聴について御報告いたします。本日2名の方がオンラインで傍聴を予定しております。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の場合を除きまして原則公開となっております。1番、取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第7条に該当するとき、2番、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。今後も、審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について、世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、案内してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、資料の確認をいたします。事務局よりお願いいたします。

○加野環境政策課長 資料でございます。まず、本日の次第でございます。それから、第16期環境審議会委員名簿でございます。それから、報告資料1-1は令和7年度環境政策部の主な事務事業でございます。報告資料1-2、令和7年度清掃・リサイクル部の主な事務事業でございます。報告資料1-3、みどり33推進担当部の主な事務事業でございます。報告資料2、「世田谷区みどりの行動計画及び生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和6年度実績報告についてでございます。報告資料3、世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価案件の報告について。最後に報告資料3-1、大規模建築物の環境配慮に対する評価についてでございます。不備等ございます委員はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

○中西環境政策部長 それでは、副区長の岩本より御挨拶を申し上げます。

○岩本副区長 副区長の岩本でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様方には、第16期世田谷区環境審議会委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。本審議会は、今後の世田谷区の環境政策の方向性を見定める上で、多様な観点から率直な御意見をいただく場でございます。また、諮問審議の際には、それぞれのお立場から専門的な調査審議をお願いすることとなります。任期は令和8年12月までとなりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

気候変動対策をはじめとする環境問題は世界の重大な関心事であります。世田谷区議会におきましても、この5月に各常任委員会等の再編が行われまして、新たに環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会が設置されました。これは、区議会としても環境問題を包括的に、より深く議論するという意向の表れであると受け止めているところでございます。

昨年度は、区の環境政策の礎となる環境基本計画の改定に向けた答申をいただいたところですが、本計画もこの4月よりスタートいたしました。92万人口を擁する世田谷区が率先して行動することで周囲を牽引するなど、社会の一員としての責任を果たしてまいりたいと思っております。

最後に、私ごととなりますけれども、令和3年7月に副区長に就任させていただきました、今月いっぱい4年の任期が終了することとなります。後任には現在の区長室長の清水優子が就任する予定でございますが、次回の審議会以降、改めて御挨拶をさせていただければと思っております。

それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中西環境政策部長 続きまして、委員の皆様の御紹介に移らせていただきます。恐れ入りますが自己紹介という形で、御所属、お名前をお願いできればと思います。お手元の委員名簿に従いまして、順次、御挨拶をお願いできればと思います。

○朝吹委員 国土舘大学の朝吹と申します。よろしくお願いいたします。専門は建築の資源循環関係をテーマにしておりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

○甲斐委員 甲斐でございます。株式会社チームネットを1995年に設立しております。その代表です。主に環境共生の住宅、または商業地もやっておりますけれども、そういうプロジェクトのプロデュースを長年手がけてきております。よろしくお願いいたします。

○瀬沼委員 昭和女子大学現代ビジネスデザイン研究所の瀬沼と申します。春まで教員職を務めておりましたが、引きまして、4月からは研究継続ということで、特別研究員というのをさせていただいております。前期から引き続きの委員ということで、地域の大学、それから若者目線というところをしっかりと押さえて、貢献していきたいなと思います。学生時代を含めると、もう50年も世田谷区にお世話になっているということで、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 皆さんはじめまして、高橋敬子と申します。未来のためのESDデザイン研究所というところで環境教育の仕事を主に行っています。環境保護団体や専門学校、大学、研究機関などで環境教育をずっとやってきたんですけれども、2014年から気候変動教育の調査研究なども行っておりまして、ドイツやオーストリアなどで海外の調査を行ったり、実際に調査研究を基に、教育プログラムの開発や実践などを行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○町田委員 皆様こんにちは、東京農業大学の地域創生科学科というところで教員をして

いる町田と申します。私の専門は地域づくりとか景観になるんですけども、世田谷区では多くの学生が実習とか、プランニングの実習のフィールドにもさせていただいて、1年生から2年生、3年生とずっと勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○村山委員 東京大学都市工学専攻の村山顕人と申します。専門は都市計画で、最近は特に都市計画・まちづくり分野の気候変動対策の研究を行っております。よろしくお願いいたしますします。

○森本委員 森本です。早稲田大学の法学部で環境法とか環境政策を教えております。その前は環境省にありまして、約40年間、環境行政をやっておりました。その間、水俣病、あるいは東京大気汚染訴訟など公害関係、それから地球環境問題、それから原子力規制の問題、福島の放射能汚染の復興の問題とか、環境政策をずっとやっておりました。世田谷は非常に御縁のあるところなので、しっかり頑張りたいと思います。よろしくお願いいたしますします。

○飯島委員 皆様こんにちは、世田谷区の商店街振興組合連合会の副会長をしております飯島祥夫と申します。商店街という地域密着の現場を代表する立場で、この環境審議会に参加させていただいております。私たち商店街は、日々多く地域住民と接しながら、暮らしの一部を支える存在です。その中で、環境や脱炭素に関する取組も、地域で実感できることが何より大切だと感じています。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○友成委員 公益社団法人世田谷工業振興協会理事という立場で参加させていただいております友成哲郎と申します。よろしくお願いいたしますします。私自身は、世田谷区で製造業、主にアクリルを中心としたプラスチックの加工を営んでいる町工場をしております。環境というと、プラスチックは非常に嫌がられているので、ちょっと肩身が狭いところではあるんですけども、私もいろいろ勉強のためもあって、参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○早坂委員 いであ株式会社地域共創推進部に所属しています早坂と申します。我々は、国とか自治体、民間企業向けの環境コンサルティングをしております、特に脱炭素であったり生物多様性分野のお仕事をしております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○那須委員 那須清和と申します。今回、区民委員として参加させていただくことになりました。仕事のほうでは実はサーキュラーエコノミー関連のことをやっているんですけども、今回は区民委員ということで、区民の立場から何か感じるところがありましたら共

有させていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、区の出席職員でございます。

まず、環境政策部です。

私、改めまして、環境政策部長の中西でございます。

○加野環境政策課長 環境政策課長の加野でございます。よろしくお願いいたします。

○上原気候危機対策課長 環境政策部気候危機対策課長をしております上原と申します。
よろしくお願いいたします。

○野元環境保全課長 環境保全課長の野元と申します。よろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 続きまして、清掃・リサイクル部です。

○池田清掃・リサイクル部長 清掃・リサイクル部長、池田と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

○計良清掃・リサイクル部事業課長 清掃・リサイクル部事業課長の計良と申します。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 続きまして、みどり33推進担当部です。

○堂蘭みどり33推進担当部長 みどり33推進担当部の堂蘭です。どうぞよろしくお願
いいたします。

○黒岩みどり政策課長 みどり政策課長の黒岩です。よろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 続きまして、環境審議会の会長、副会長の選任でございます。

審議会規則に従いまして、会長、副会長は互選にて選任することになってございま
す。どなたか推薦はございますでしょうか。

○村山委員 会長は引き続き森本委員に、そして副会長は、環境学、農学が御専門で地域
のこともよく御存じの東京農業大学教授の町田委員にお願いするのがよろしいかと思いま
すが、いかがでしょうか。

○中西環境政策部長 今、会長に森本委員、副会長に町田委員という推薦がございました
けれども、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。それでは、会長は森本委員に、副会長は町田委員にお務めいた
だきたいと存じます。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

では、会長、副会長に御挨拶をいただきたいと存じます。まず、森本会長からお願いい

たします。

○森本会長 森本です。先ほど御挨拶させていただきました。このたび、2年間、この審議会の会長を務めさせていただきたいと思います。前回に引き続きということでございまして、世田谷の環境の保全、改善に努めていきたいと思いますので、皆さん方、よろしくお願いいたします。また、この審議会は自由闊達に議論するところがポイントでございまして、ぜひ皆さん方、自由に御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 ありがとうございます。

では町田副会長、お願いいたします。

○町田副会長 森本先生、皆様、ありがとうございます。先生方や皆様との議論を基に、この世田谷の環境政策をより社会実装して、区民の皆さんと一緒に加速化していけるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に議事進行をお願いしたいと思います。森本会長、よろしくお願いいたします。

○森本会長 それでは皆さん、よろしくお願いいたします。ここからは私が議事を進行させていただきます。

本日は第16期環境審議会の初回ということですので、新しい委員の方7名に加わっていただきました。この皆様で、これからの世田谷区の環境政策のさらなる充実に向けた議論を深めてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない自由な御意見をぜひともお願いしたいと思います。

なお、審議会の議事録の確認ですが、世田谷区環境審議会運営要綱第9条に基づいて委員の皆様にご確認をいただいて、私の最終確認をもって確定するという段取りでさせていただきます。委員の皆様には事務局より確認依頼の連絡がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の次第にありますとおり、本日は報告事項が3件入っております。まずは報告(1)令和7年度世田谷区の環境に関する主な事務事業についてでございます。

では、区のほうから資料の説明をよろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 ここでは、毎年最初の審議会で行っているんですけども、区の環

境に関する主な事務事業につきまして、委員の皆様幅広く御理解いただきたく、環境政策部、清掃・リサイクル部、みどり33推進担当部からそれぞれ御説明をさせていただいております。

また、昨今の取組の中から主だった事業について1個ピックアップして、補足資料ということで出させていただいて御説明したいと思いますが、ちょっと今押しているのも、少し手短な御説明になるかと思いますが、その分、質疑で聞いていただければと思います。

まず、資料1-1を御覧いただけますでしょうか。環境政策部の主な事務事業でございます。

1、世田谷区環境基本計画ですけれども、これは昨年度、審議会で御議論いただきまして策定いたしました出来たての計画でございます。区の環境政策全般を取り仕切る計画でございます。この推進を今年度やってまいります。

2ですけれども、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画、いわゆる温対計画という地球温暖化対策推進法に基づく計画でございますけれども、世田谷区は、国の計画の削減目標にさらに10ポイントほど上乗せした野心的な目標を掲げて進めてございます。

3、(仮称)世田谷版気候若者会議の実施ですけれども、いわゆる気候市民会議、いろいろな自治体でやってございます。フランスで最初に始めたものかと思いますが、こちらの若者版。10代、20代の若者のみを参加者とした取組を今年やってみようと思っております。気候危機というのは若い世代に特に影響が大きいということから、若い世代の意見に特化して意見を聞いてみたいということで実施いたします。

4から2ページの7までですけれども、4項目ございますが、こちらは区役所の環境の率先行動をそれぞれ進めております。主にですけれども、公共施設の脱炭素化などの取組を実施してございます。

8、家庭部門の脱炭素化推進。先ほど申し上げた温対計画を実現するために、今年度、当部で注力して行っている取組でございます。世田谷区の温室効果ガスの排出源の半分以上は家庭からになります。住宅都市ですのでそういった形になるわけです。ですのでここに注力してやっていくということで、2つの柱を立ててやっております。1つは全区で展開する取組。もう一つは、今、成城地域に絞っておりますけれども、モデル地区をつくって、いこうということで、脱炭素の先進的な取組を次々展開して新しいモデルをつくって、それを全国にフィードバックしていこうという取組。この2本立てでやってございます。

こちらについては、後ほどまたピックアップして説明させていただきます。

9、事業部門、運輸部門等の脱炭素化推進ですけれども、3ページを御覧いただきたいんですが、主に電気自動車の普及ということで、公共用充電器の設置等に取り組んでいるところです。

10、再生可能エネルギーを活用した自治体間連携。地方の発電所で再生可能エネルギーで発電した電力を世田谷区で調達して使っていくことで、地方の再生可能エネルギーの普及及び区民の再生可能エネルギーに対する理解を広めていこうという取組をしております。

11、開発事業等に係る環境配慮の促進。こちらは一定規模以上の開発事業に対しまして環境性能に係る基準を定めた上で、それに照らしてどうなのかという評価点数をつけて公表することを行うことで、環境に資する優良な建築物の普及を促していくという取組でございます。これについては環境審議会でも都度報告させていただいております。

12、環境美化の推進ですけれども、ごみのポイ捨てや路上喫煙防止等の取組を進めております。

13、大気・水質等の環境監視・調査でございます。いわゆる典型公害に対する対応で、法令に基づく指導、規制、または調査等を行っている取組です。

4ページを御覧ください。14、都市生活型公害等の対策ですけれども、先ほどの典型公害に加えまして、都市生活に伴う特有の公害、例えば建設作業や工場の騒音、振動に対する苦情の対応ですとか、カラス、ハクビシン、アライグマ等の有害鳥獣に対する対応などを行っております。

15、放射性物質への対応でございます。

以上の取組をやっておりまして、次のページに、ピックアップしてですけれども、2030年度に向けた世田谷区の脱炭素施策の推進について御説明いたします。

6ページを御覧ください。まず、先ほど申し上げた温対計画ですけれども、世田谷区では、温室効果ガス排出量の削減率を2030年度に2013年度比で57.1%と、国に11ポイント加えた目標を立てております。2050年にはもちろん実質ゼロを目指すんですが、これを少し前倒しして実現したいという目標を掲げてございます。ですが、現状はどうかといいますと、7ページ上から2行目ですけれども、17.9%の減少でございます。まだ目標にはかなり遠いです。黄色く塗ってあるところが家庭部門ですけれども、52%が家庭からの排出となっております。

次の8ページを御覧ください。目標に対してどう推移しているかということですが、青い線が実際の実績です。黄緑の線が東京都の目標、それから黄色が区の目標です。当初、区の目標をクリアする勢いで減少していたんですが、徐々にそこから乖離しておりまして、特に2020・2021年度は横ばいになっています。これはコロナ禍で、みんなおうちにいらっちゃって、特に家庭でのエネルギー消費が多かったということもあってか、ちょっと足踏みしているんですが、恐らくその後、回復しているんじゃないかと見立てております。点線は推測ですが、恐らくこのまま行くと、国・都がかなり力を入れているので、国・都の目標は何とかクリアしていくのかなと見込まれるのですが、区の目標にはちょっと届かないということで、区独自に23万3000トン、さらにCO₂の排出を削減しないとクリアは難しいかなという状況になっております。

では、区で独自に何をやっていくかということなんですけれども、9ページ、国では日本全体押しなべての取組、東京都では全国で最も手厚い省エネ・再エネの補助制度を設けてございます。

では、区はどこをやっていくのということですが、10ページ、区の特徴として、何といても92万人の住宅都市で、宅地の7割を住宅が占めているような状況になっています。なので、次のページを御覧いただきたいんですが、「住宅」と「暮らし」に着目した脱炭素化に注力するのが一番効果が高いということで、そこを目指しております。

ただ、住宅に対する手当てというのは、次の12ページを御覧いただきたいんですが、国は、先端的窓リノベ事業などで、まず断熱化の支援をかなりやっています。東京都もやっていますが、それから、都は住宅向け太陽光発電と蓄電池のめちゃくちゃ手厚い補助制度を設けております。だから、そこを区でやってもちょっとかぶってしまうということで、では、区はどうするかということで、今回、再エネ切替補助制度というのを設けました。家庭の電力契約を再生可能エネルギー100%電力に切り替えてもらうと、実は家庭のエネルギーの4分の3は電気が占めているので、そこがいきなり完全にゼロカーボンになる。その効果は絶大なんですけれども、実はそこに対する補助とか促進の取組はやっていなかったんで、今年度から小売電気事業者とタッグを組みまして、補助を小売電気事業に出すことで電気代を安くしていただく。それによって切替えを促していくという取組をやろうと思っております。

次のページからは家庭部門の脱炭素化ロードマップということで、今申し上げた家庭の電力契約切替えをはじめとした様々な取組をここにパッケージにして書いているんですけ

れども、今日はここは御説明いたしませんので、後ほど御覧いただければと思います。

ただ、ちょっと1ページ見ていただきたいのは19ページですけれども、今回、先ほど23万3000トン減らさなきゃならないと言ったんですけれども、そのうちの20万5000トンは家庭部門から減らしたいと思っているんですけれども、これを全部補助金だけで何とかしようというのは非常に難しいと思っているんですが、マーケティングの手法を今回使って、イノベーター理論という、皆さん御存じの理論かもしれませんが、市場における16%に商品やサービスが普及すれば、そこからはフォロワーがどんどん入ってきて普及が爆発的に進むという理論ですけれども、まずは16%、世田谷区には50万世帯ございますけれども、そのうちの8万世帯に、例えば先ほどの電力の切替えとか、家にPVを入れていただくということをやってもらえれば、そこからは一気に普及が加速するのではないかという仮説の下、こういう理論で今進めております。

環境政策部の説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明について何か御質問がありましたら、あるいは御意見いただければありがたいと思います。またこの後、清掃・リサイクル部からの御説明をいただきますので、併せてでも結構でございますが、今、御質問とかはありますか。

では続けて、清掃・リサイクル部からの御説明をよろしくお願いいたします。

○池田清掃・リサイクル部長 清掃・リサイクル部長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

報告資料1－2を御覧いただければと思います。

情報共有をお願いできればと思います。

1ページ目には、まず、世田谷区におけるごみの量の推移、状況について資料を載せさせていただきます。世田谷区の人口は年々増えてきているような状況でございますが、ごみの量はそれに反して右肩下がりで下がっている状況になります。令和元年から2年、3年にかけて一時的にごみの量が増えてしまっている時期がありますけれども、こちらはコロナの影響で、皆さん外食を控えておうちで食事をされたり、あと在宅勤務が増えてきた時期、そこに重なるのかなと考えております。令和6年度はごみの総量で16万5261トン、区民1人1日当たりのごみの量で490グラムということで、これまでで一番少ない数字となっている状況でございます。

続いて、可燃ごみの内訳のグラフを御覧いただければと思います。可燃ごみの内訳です

が、資源としての紙類が15.1%、布類が6.2%、次いで右側の下ですけれども、生ごみが、食品ロスに該当するものが7.9%、それ以外の生ごみが19.0%ということで、生ごみだけで26.9%あるという状況でございます。

円グラフの左側に行きまして、資源としてのプラスチックの割合が18.2%となっております。23区の中でもプラスチックの分別収集というのは世田谷区は遅れている状況でして、現在の計画では令和12年度から実施することを計画してございます。

次のページを御覧ください。清掃事業のほうでも行政計画がございまして、世田谷区一般廃棄物処理基本計画ということで、現在の計画は令和7年度からスタートしたものでございます。

(1)の①新たなごみ減量目標を御覧ください。10年後の令和16年度の目標値を区民1人1日当たり450グラムと設定してございます。令和6年度の実績が490グラムですから、40グラム減らす。大体10%、10年間でごみの量を減らしていきたいというのが現在の目標でございます。

②新たなごみ減量施策等ですが、プラスチックの分別収集と再資源化を令和12年度から開始する予定でございます。これ以外に令和9年度から、収集した不燃ごみを、今、一部金属類とかを資源化しておりますけれども、不燃ごみの全ての量を資源化することを計画しているところでございます。

四角囲みの2、普及啓発・環境学習の実施ですが、いろんな媒体などを通じて環境学習をしてございます。

次のページの一番上に写真がございすけれども、これは保育園での環境学習でして、保育園などに清掃事務所の職員が伺わせていただいて、ごみのお話をさせていただいたり、この写真のようにごみを清掃車に投入する実体験もさせていただいている状況でございます。これが結構好評で、子どもたちの記憶に残るようでした、我々も区民まつりとかで啓発活動をさせていただくと、子どもたちが来て、この間、保育園でごみの勉強したよとか、この間、清掃車にごみ入れたとか、そういう感想を述べてくれたりしていますので、この保育園での環境学習というのは効果が出ているのかなと思っております。

その下の写真を御覧ください。これは上用賀にあるエコプラザ用賀の写真なんですけれども、こちらでは、区民の方が持ち込んだ粗大ごみなどに相当する品をリユース品として展示して、それを欲しい方に有償または無償でお配りするような事業をやってございます。持込み点数は、令和6年度実績で8万8000点。それが余ってしまうかというと、98%

がリユースということで、ほかの区民の方の手に渡るということで、かなりの実績を上げているものと考えております。そのほか普及啓発のもろもろにつきましては資料を御覧いただければと思います。

次のページを御覧ください。区民・事業者・行政のごみ減量・リサイクル活動促進ですが、(1)区民主体の取組みの3つ目に生ごみ減量の促進とございます。先ほど可燃ごみの内訳として生ごみが食ロスを含めて全体で26.9%あるということを申し上げました。今、世田谷区がほかの自治体に比べて取り組んでいない施策として、コンポスト容器というのをあっせんとか紹介するのを現在停止している状況でございます。これは以前、コンポスト容器のあっせんとかをやっていたんですけども、区民の方がコンポストを使って生ごみを堆肥化しても、御自宅で使い切れずに、家庭菜園とかで一部使っても余ってしまうと。結局、途中でやめてしまって、コンポスト自体を粗大ごみとして廃棄してしまうような状況が発生してしまっておりますので中止しているところですが、現在、その家庭で作られた堆肥を何かほかの用途に使うことで再開できないかと検討しているところでございます。

その2段下の粗大ごみ等のリユース支援ですが、これは今年4月に始まった事業ですが、民間の粗大ごみの一括査定サイト「おいくら」というのがございまして、こちらを区民の方に紹介させていただいているものでございます。こちらのサイトに家具の写真とか寸法とか必要な情報を掲載して、買い取ってほしいということをオファーすると、複数の民間の事業者から、うちは幾らで買いたいというような申出があって、その中から業者を選んで、捨てる前に売却で対応していただくというものでございます。

その後、事業者主体の取組み、行政による取組みと続きまして、行政による取組みの下のほうに蛍光灯、乾電池の資源化とございます。ここに米印で書いてありますのが新たな検討事項でして、昨今、リチウムイオン電池でのいろいろな清掃関係施設の火災ですとか清掃車両の火災が問題になっておりますが、世田谷区は、現在では事業者団体による回収ルートを御紹介するにとどまっております。というのは、回収しても、世田谷区ですとかかなりの回収量になりますので、それを処理してくれる業者をなかなか見つけることができずにいたところでございます。現状ですけれども、ようやく対応してくれそうな業者が見つかりそうな状況でございまして、何とか行政収集を開始できるような機運が高まっているところでございます。年内には実施したいかなと考えております。

その下の(4)プラスチック廃棄物削減に向けた取組みとしては、先ほど来申し上げてい

ますが、令和12年度からプラスチックの分別収集、再資源化に取り組んでまいり予定で
ございます。

5 ページ目、効率的できめ細やかな収集・運搬体制の整備でございますが、(1)の2つ
目のポツで、粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済導入というのがございます。今ま
では、粗大ごみの申込みをしていただいた後に、コンビニエンスストアなどで有料の粗大
ごみ処理券を買っていただいて、それがシールになっておりまして、それを粗大ごみに貼
り付けて出していただいていたわけですが、今年10月からオンライン決済を導入し
まして、コンビニにわざわざ行かずとも、お支払いをしていただけるような仕組みを構築
するものです。詳しくは「区のおしらせ」10月1日号で御案内したいと考えてございま
す。

5、適正な収集・運搬体制の整備ですけれども、(1)資源・ごみ集積所の環境改善は、
カラスよけの緑色のネットを配付させていただいたりしております。清掃指導業務は、不
適切な排出がある集積所などについて、清掃事務所の職員が指導をしております。そのほ
か、一般廃棄物処理業の許可、浄化槽維持管理指導などを行っております。

御説明は以上となります。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明で何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

では、私からちょっとアイスブレイクで1つやらせていただきたいんですけれども、今
の御説明で、リチウムイオン電池の行政回収をチャレンジされるというのは、とってもい
いことかなと思っています。本当に今、パッカー車で火災とかが起きているのを何とかリ
サイクルして、かつ、それを資源として活用するのは意味があることだと思うんですが、
かなりめどが立ってきたということでございましょうか。

○池田清掃・リサイクル部長 はい、そのとおりでございます。他の自治体の例を見ます
と、リチウムイオン電池の行政回収をやると、年間で10数トン集まってしまうんですね。
それが集まったところで、それを回収処理してくれる業者さんが見つからないと、清掃事
務所の敷地にどんどんその10数トンがたまっていってしまうことになりますので、世田谷
区ではなかなか手をつけることができずにいたんですけれども、今年4月に環境省から、
このリチウムイオン電池の行政回収を進めるようにという通知を出していただいたからか
なと思ったりもするんですが、引き受けてもいいという業者が現れまして、現在、その具
体的な手法とかについて検討して、秋ぐらいに開始できればいいなと思っているところで

ございます。

○森本会長 ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

○瀬沼委員 すみません、ちょっと手短に。今御説明があったプリントの３ページ、エコプラザ用賀のページの下のほうに、「大学、事業者等と連携した２Ｒの普及啓発」というふうになっているんですけれども、学生たちは３Ｒですり込まれてきておりますので、そのあたりはかなり具体的に啓発事業をやっていただかないといけないのかなというのと、昭和女子大学の場合、世田谷区のほうのごみ回収ではなくて、事業者に委託してごみ回収されているので、その違いがあります。他大のことは分かりませんが、かなり徹底したというか、丁寧なことをしないと、学生は、うちの大学と世田谷区とはちょっと違うからとなってしまう可能性はあります。もちろん区民としてそこに住んでいる学生もおりますので、しっかりとした２Ｒの推進というのをお願いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○池田清掃・リサイクル部長 ありがとうございます。確かに、今も必ずしも３Ｒの手を下ろしてしまっているわけではないんですけれども、３Ｒの中で特にリデュース、量を減らすというのと、リユース、再利用するということを重点化しておりまして、リサイクルはそれがさらにできなかったときにということで、２Ｒというのを掲げさせていただいているところでございます。もちろん今まで世田谷区も３Ｒを掲げてきましたので、何で２Ｒなのかというのを丁寧に説明していきたいと考えてございます。

また、それぞれの大学とか事業者とか、資源循環に関する取組の状況は違いますので、そのあたりの状況も踏まえて、世田谷区全体のお話と、その事業者、大学の状況を考慮した啓発に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

では、また後で質問があればと思いますが、それでは、みどり３３推進担当部からの御説明をお願いしたいと思います。なお、みどり３３推進担当部からは、報告資料１－３と報告資料２、「世田谷区みどりの行動計画及び生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和６年度実績報告について続けて御説明いただいて、両報告併せて質疑応答を行いたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

○堂園みどり３３推進担当部長 承知しました。みどり３３推進担当部長の堂園です。私から

は、令和7年度のみどり33推進担当部の主な事務事業について説明させていただきます。

では、画面共有させていただきます。

それでは、資料1－3から御覧ください。みどり33推進担当部は、大きく5つの事業に、みどり政策課、公園緑地課、公園整備利活用推進課の3課で取り組んでおります。順次説明させていただきます。

まず、1の世田谷らしいみどりの保全・創出についてでございます。こちらは、みどり政策課を中心に、民有地のみどりや、地下水・湧水の保全、みどりや生物多様性の普及啓発のほかに、ひとつぼみどりの創出や、みどりと花いっぱい協定などを、地域住民の皆様にも御協力いただきながら取り組んでいる状況でございます。

また、(10)に記載しています次期世田谷区みどりの基本計画に向けた検討を、今後、本格的に進めていく予定で考えております。現計画ですけれども、令和9年度まででございまして、令和10年度からは改定された新たな計画にて進めていくとしてございます。その関係で、今年度からは、令和9年度までの3か年で改定作業を行っていく考えでございます。本計画の内容につきましては、今後、環境審議会にも諮問させていただく内容を考えておりますので、後ほどちょっと説明させていただきます。

次に、2ページをお願いします。公園整備利活用推進課にて、世田谷区にある農地を保全していく考えから、平成21年度に策定した農地保全方針を、今後、農業公園の活用や管理運営方法などを含めて改定していく考えでございます。

次に、2の公園・緑地の計画的な整備についてです。こちらは公園緑地課と公園整備利活用推進課で実施しております。

まず、公園緑地課では、今年度、4つの公園で新設・拡張してまいります。例えば拡張を予定しておりますくぬぎ公園でございますけれども、こちらは世田谷区役所の隣接地でございまして、第二庁舎の建物から道路を隔てて南側にある公園でございます。

次に、公園整備利活用推進課でございます。公園緑地の用地取得に向けまして取り組んでいる中でございますが、今年度は、粕谷四丁目のところで都市計画決定の手続を実施してございます。また、代沢せせらぎ公園や成城みつ池緑地の2か所で用地買収も行っております。

(3)大規模公園の整備についてでございます。上用賀公園、北烏山七丁目緑地は計画段階でございますけれども、玉川野毛町公園は既に工事に着手しており、大規模公園の整備もそれぞれ記載のとおり進んで取り組んでいるところでございます。

続きまして、3の公園等長寿命化改修計画に基づく取組みについてでございます。こちらは公園緑地課にて、本計画に基づきまして、今年度は大規模公園4か所と緑道2か所などを含めた計8か所の改修工事を予定してございます。

次に、3ページをお願いします。4の寄附文化の醸成についてでございますが、こちらは部全体で、みどりのトラスト基金という形で、寄附ベンチであったり、公園用地となる土地の寄附など、寄附制度のPRをしております。今年度も継続してまいります。

最後に、5の税外収入の確保でございます。公園緑地課では、公園を活用した税外収入の確保に向けまして、移動販売車の実施であったり、世田谷公園のところにミニSLがありますけれども、このミニSLを活用してネーミングライツなどを継続実施しております。今年度も継続しております。

以上が主な事務事業の内容となります。

この中で、先ほどちょっと触れましたみどりの基本計画の改定作業について、別紙にて説明させていただきます。

4ページをお願いします。みどりの基本計画改定作業につきましては、今年2月に区議会に報告した資料の一部でございますが、6ページをお願いします。今年度は、まず、これまでの2008年以降で、みどりの推移とか施策などについて分析、検証を行いまして、今年12月頃には区議会に報告する予定で考えておりまして、こちらの環境審議会にも報告する予定で考えてございます。来年度の令和8年度になりますけれども、アンケート調査であったり、ワークショップであったり、オープンハウスなどを実施しながら、区民の皆様からも御意見を伺った形を取って検討を進めていく考えでございます。

また、環境審議会においても、令和8年夏頃には、私どものほうで骨子案のたたき台を作成した上で、諮問させていただく予定で考えております。その後、令和9年度には素案を作成しまして、パブコメを実施した上で、計画案として取りまとめ、改定していく流れで考えてございます。新たな計画につきましての施行は、令和10年4月からを予定して考えてございます。

また、来年度は、5年に1回調査をしておりますみどりの資源調査の対象年度になっております。このみどりの資源調査を実施することで、現在の世田谷区のみどり率の数値が分かってくることになります。この資源調査の結果をもって、令和9年度の素案作成に反映していく考えでございます。

参考まででございますけれども、現在のみどり率は令和3年度に実施した中で、区全体

では24.38%となります。

以上がみどりの基本計画改定作業の今後の流れでございます。

最後に、アンケートについてちょっと触れさせていただきます。来年度のアンケートに先立ちまして、今年度、プレアンケートを各種イベントを通して実施している状況でございます。参考までですけれども、その資料を今回添付した形でございます。こちらの集計を踏まえまして、来年度のアンケートにつなげていく予定でございます。

私からは以上でございます。この後、担当課長より行動計画について説明をさせていただきます。お願いします。

○黒岩みどり政策課長　続きまして、みどり政策課長の黒岩のほうから、「世田谷区みどりの行動計画及び生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和6年度実績報告について、報告資料2により説明させていただきます。

1、主旨については記載のとおりです。

2ですが、行動計画は2つの計画の方針に基づいて、個別取組みの内容、目標を定めています。実績については、昨年と同様の別紙2、全体版に加え、昨年度報告した際の御指摘を踏まえまして、別紙1、概要版を追加しました。この概要版にて全体を説明させていただきます。

3、個別取組みごとの実績に対する評価について、記載のとおり4段階で評価しております。集計は表のとおりとなっております。別紙2、取組み実績（全体版）の各項目に、こちらの評価については記載しております。

右上5ページ、別紙1、概要版を御覧ください、こちらは、行動計画が200を超える項目数となっていることから、みどり計画の5つの方針を軸に類似事業をまとめて、全体を把握しやすく整理しようという趣旨で作成したものです。構成は、最上段の2列で基本となるみどり計画の基本方針、取組み方針、対応する生きものプランの取組み方針を、続いてそれぞれのページで整理した取組みの概要、主な個別取組み、実績の総括を記載しています。なお、中央部の重点化する取組みは、令和6年度からの行動計画で設定したものです。

では、方針ごとに概略を説明します。

基本方針1では、まとまったみどりの保全について整理しています。都市計画法や都市緑地法、区条例による制度を活用して、みつ池緑地の拡張や小さな森の新規指定を、みどりの調査や管理として崖線での調査・保全作業・方針の策定、また、農地保全・農業振

興、農業公園の取組や農業者支援について取りまとめております。

次に、基本方針2です。こちらでは、魅力ある公園緑地の整備・管理・運営について整理しています。新規公園等の整備・開園状況や、プレーパークのオープン、3つの大規模公園でオープンパークやワークショップ、イベントなど、さまざまな取組を行いながら整備を進めていることなどをまとめております。

次に、基本方針3です、こちらは、街なかの多様なみどりのネットワークづくりについて整理しています。みどり創出の多くを占める建築行為等に伴う緑化やみどりへの配慮については、緑化地域制度を含めたみどりの計画書の提出が870件、風景づくり条例の届けが226件で、このうち27件は専門家を交えた対面の事前調整を実施するなど、規模に応じたきめ細やかな規制・指導をしています。また、4月より拡充した緑化助成によりシンボルツリー200本以上が植栽されたことや、2つの小学校の改築に合わせた緑化、雨水浸透施設の助成や、雨庭づくりを広める事業などをまとめています。

次に、基本方針4です。みどりの活動の活性化と情報の管理・発信について整理しています。崖線での保全活動には5団体、延べ1600人超の住民が参加しています。花いっぱい活動は2か所増え、区内189か所で行われており、公園の一部では野菜作りも始まりました。さらに、小学校への専門家派遣や、まちの生きものしらべのアプリ版での運用、川場村の里山自然学校の取組などをまとめました。

基本方針5では、みどりの普及啓発についてまとめています。フィールドミュージアムという取組のデジタルマップの導入や、子ども向け農の普及啓発リーフレットの作成、その他、公園や緑地などで様々なイベントや講習会など実施していることをまとめました。

以上が概要版の説明となります。

それでは、右上2ページに戻ってください。4、実績の総括についてですが、最初に、みどりの基本計画の目標が、みどり量の確保、質の向上、協働によりみどりの効果を十分発揮し、みどりの豊かさを実感する街の実現、を目指しているということ。また、生きものプランは、生物多様性について「守り育て」、「協働」し、「理解し楽しみ伝える」を3つの柱としていることを確認しています。

その上で、2つ目のポツで、質と量の両面でのみどりの保全・創出と、これによる生物多様性の確保について、3つ目で区民協働、最後の4つ目で普及啓発について、今ほど別紙で説明しましたような実績を総括し、それぞれ着実に取り組んでいるとまとめました。

最後に5、課題等についてですが、5つ挙げました。1つ目が、民有地のみどり保全に

ついて、相手方の意向による部分が大きく、計画どおりに進捗しない場合があること。2つ目が、みどり創出量と減少量が拮抗し、みどり率が横ばいの推移となっており、目標の検証が必要ということ。3つ目が、老木化や気候変動の影響などによる管理上の課題が顕著となる中、樹木更新についての課題が出てきていること。4つ目が、みどり活動の担い手の高齢化と新たな担い手の必要性。最後に、みどり施策の認知度が十分に把握できていない点としています。これらの課題については、今年度より開始していますみどりの基本計画の検討の中で検証、対応していきます。

最後に、資料訂正についてお伝えいたします。右上16ページの1－4－1－9の水色部の2つ目に黒丸となっている部分がございますけれども、そちらは4の数字が入ります。

「北沢地域4件」ということになります。訂正し、おわび申し上げます。

実績報告の説明は以上となります。

○森本会長 堂園部長、それから黒岩課長の御説明、ありがとうございます。

それでは、各部の御説明を終わりましたので、各部いずれでも結構ですので、先生方から御質問とか御意見をいただければ幸いです。

○町田副会長 御説明ありがとうございます。私は、世田谷区のみどりのところで2点、御質問というか意見があります。

1つ目は、世田谷区はこういうみどり33を目指して、もちろん量としての確保を広げるための活動もされているんですが、それでできたみどりをまた区民の皆さんが育てているところも高く評価されるべきかなと思っています。実際にいろいろ、農業公園とか、みどりのボランティアをされていると、高齢化の課題はありますけれども、また新しいコミュニティとかネットワークとかが近所の方でできているので、そういった増えたみどりによって、また新しくコミュニティとか、そこに障害のある方も入ったり、そういったところもうまく実績として評価されるといいなと思いました。

次は質問なんですけれども、農業公園も世田谷区はいろいろと熱心に取り組まれていて、農業をするだけの公園ではなくて、子どもたちも遊べる場とか、1つの農業公園に多様な空間を取り入れて、より多くの人に親しまれて、瀬田農業公園もそうかなと思うんですけども、結構この間、農業公園の調査をすると、災害時に避難場所だったり、炊き出しの場所というのを期待されている声も多くて、世田谷区は、自主防災とか、いろいろな防災の取組もされているので、そういったところとこういったみどりのつながりも増える。もしものときと、いつものときというところでの役割がみどりの効果として出るのもいい

かなと思ったところです。ちょっとコメントになっちゃいますが、すみません。

○堂蘭みどり33推進担当部長　ありがとうございます。いろいろとおっしゃるとおりでございまして、確かに今、瀬田農業公園も出ましたけれども、今年度4月からは、桜丘農業公園も開園しました。これは子どもたちにとっても非常に人気がございまして、いわゆる収穫のときなんかは一緒に体験してもらおうというような話もございまして。あと、日常の成長の過程が近隣の方からすると分かりやすいということもあって、特に桜丘農業公園あたりは今後すごく大事になってくると思うんですけれども、住宅街の中に畑があるような形になりますので、周りはマンションの中に畑がある。そうすると、その生育環境が非常に分かるということがあって、それが関心を非常に高めているところがございまして。ほかの公園でもそういうことは言えると思います。

一方で、災害時なんかの役割においても、場所によると思うんですけれども、火をたく行為も、今、話がございましたけれども、緊急時には大事な要素になってくるかなと思いますので、そういった視点も、我々の今後の検討課題の一つに取り上げていきたいと思っております。ありがとうございます。

○森本会長　ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

○高橋委員　御報告ありがとうございました。何点か御質問と御提案がありますが、よろしいですか。

最初に、脱炭素に関するお話の中で、家庭の電力の契約をゼロカーボンの活動に切り替える事業に注力するということで、再エネの切替補助制度のお話があったと思うんですけれども、家庭の電力の高騰で、太陽光とか蓄電池とかのほうではなくて、電力自体の契約を替えるという話だったんですが、機器などを替えたりするときに、すごくお金がかかる部分もあると思うので、今、すごく私自身が注目しているのが塗料になります。断熱とか遮熱などの塗料がすごく注目されていまして、公共施設ですとかそういうところでも、塗料を使って省エネが20何%ぐらい達成できたなどの事例もあったりすると思うので、塗料を使った断熱、遮熱などについて考えられてもいいのかなと1つ感じました。

学校の体育館などでも遮熱、断熱ということで使われている事例はかなり増えてきていて、例えば学校の環境教育などで、子どもたちと一緒に塗料を教室に塗るという行為をしたときに、事前と事後でかなり室温が変わるとか、そういうような話もあったりしますので、そういうところを学校教育の中に1つ取り入れられてもよろしいのかなと考えま

した。これが1点目です。

あと、区立小学校における出前授業というお話があったと思うんですけども、区のほうから学校のほうに出向いていく出前授業という形もあると思うんですが、区の小学校の中で、脱炭素チャレンジカップですとか、気候変動の適応や緩和などで文部科学大臣賞や環境大臣賞を受賞されている小学校なども世田谷区内にありますので、そういう学校の授業などをモデル授業みたいな形で広げていくような方法もあるのではないかなと感じました。

あとはごみの話になりますけれども、ごみの学習というところで、保育園児に向けた実体験をされているということで、すごくいいなと感じたんですけども、保育園に限っている理由がどういうところにあるのかなというのを伺いたいと思いました。

あと最後ですが、緑化に関してですが、みどりの基本計画のお話があったと思うんですけども、気候変動によって、実際に今植えられている植栽がかなり影響が出てきている例もあるかと思います。将来的に、気候変動の適応という面で、今後、植栽をするときの樹種の選定に関してはどのようにお考えなのかなというところをお伺いしたいなと思いました。

あとは、環境教育の場として、様々なみどりの植栽であったり保全活動というのを実施されていると思いますので、そういうところに学校が出向いて行って、授業などを実施できるような環境になっていくといいかなと感じました。

○森本会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見いただきましたので、各部からポジティブなコメントをよろしくお願いします。

○中西環境政策部長 それでは、冒頭に脱炭素で2つ出たと思うので、環境政策部からまずお答します。

まず、断熱塗料に関してなんですけれども、例えば屋根に高反射塗装をすることで断熱化を図っていくというのは、既に世田谷区エコ住宅補助金の中で補助をしています。効果についていろいろ微妙なところはあるんですけども、でも、補助はやっているところです。

あと、学校も、今、一番上層階があまり断熱材が入っていないくて暑いというのがあるので、やっぱり高反射塗装をやるとか、屋上との間の天井裏に断熱材を入れるみたいなことで、一生懸命、暑熱対策を打っているんですけども、天井裏に断熱材を入れるワークシ

ヨップみたいなものは教育委員会事務局でもやっているんですが、1つ、壁とか屋根とかに塗装してみたいなものも、ワークショップでやるのはあるのかもしれないと思うので、その辺も含めて、また教育委員会と話してみたいなと思っています。

それと出前授業についてお話があって、出前授業はなかなか学校に食い込んでいくのが難しく、受け入れてくれないとやれないみたいなのところもあって、いろいろ言われて断られることが多いんですよね。もう既に決まっちゃっている今年はやりませんみたいなことがあるんですけども、でも、ほかの学校でやっているモデル授業みたいなものは成功例なので、横に展開して持っていくのには非常にいいのかなと確かに思ったので、その辺なんかもチャレンジしていきたいなと思っています。できれば全部の学校の授業の中に標準で組み込むような環境教育をやりたいんですけども、そこにたどり着くのには何ステップか必要だと思うので、そういったチャレンジもできればなと思いました。ありがとうございます。

○池田清掃・リサイクル部長 環境学習に関する御質問で、これは分かりやすいかなと思って保育園での環境学習の例を載せていますけれども、小学校でもやっていますし、中学校からもリクエストがあれば行っていますし、町会・自治会とか、年配の方からごみについて学びたいというリクエストがあれば、清掃事務所の職員が伺っております。小学校という意味では、小学4年生でごみのことを学習指導要領で学ぶことになっておりまして、学校とかに調査させていただいているのは、区立小学校の4年生は、社会科見学でほぼ全校、清掃工場ですとか粗大ごみの破碎処理施設というごみ処理施設を見学して、23区のごみ全体のことを学んでいただけるという状況を確認してございます。

○黒岩みどり政策課長 気候変動の影響によって樹種選定にどのように影響するのかという点についてなんですけれども、確かにそのような視点もあるのかなと思いましたが、一方で、みどりにおいては在来種というような考え方、外来種、在来種ということで、その地に合ったみどりを生かしていくというお話とか、あと、その地域の歴史を伝えるという部分でのみどりの意義もあるので、そのような状況と環境の変化というのを総合的に考えて、今度、計画検討の中でまた考えていければと考えています。

また、環境教育の中で緑地を利用してというお話がございましたが、今も実際にやっている事例等もありますので、そういうものの状況をしっかりと確認した上で、考え方は盛り込んでいければと思います。ありがとうございます。

○早坂委員 2つ質問させてください。

1つ目が、報告資料1-1で、先ほどちょっと御質問があった再エネ切替補助制度なんですけども、これは多分、電気料を安くして切り替えてもらうということだと思うんですが、もちろんこれは有効だと思うんですが、安いから切り替える人を多分ターゲットにしているんで、再エネの電気が高くなったら、この人たちは、また戻っちゃうと思うんですよ。なので、一時的にお金で誘導することも大事なんですけれども、何で再エネに切り替えていないかという理由によると思うんですが、例えば納得して高くても選んでもらうこともできるわけなので、そのお金で解決するところに何か1本で行くというところが、ほかの選択肢がないのかなというのが1点目です。

2点目は、報告資料1-3のみどりのほうですけれども、5ページのところで、多分現行のみどり率が横ばいだと思うんですが、区民満足度も数値目標みたいなので、これはどうなっているのかなというのが質問でございます。

○中西環境政策部長 おっしゃるとおりで、安いから切り替えるというと、より安いのが出るとそっちに乗り換えちゃうみたいなのは確かにあると思うんですね。なので、これまでは再生可能エネルギーを使ってくださいというときには、その意義を丁寧に解いてやっていただくということもやっており、それ自体は放棄しておりませんで、今後もやっていかなければならないし、拡大もしていきたいと思っています。

ただ、地球温暖化対策は非常に抽象度が高いので、自分事になっていくのに時間もかかるし、なかなか自分事にならない人もいるというところがございまして、今回は、そういった従来の柱に加えて、一旦とにかく行動してもらう。再生可能エネルギー電力を使ってもらって、でも、あなたがそれをやってくれたおかげで、これぐらいの脱炭素につながっているんだよということを見える化していくことを通して、行動が先で理解が後からついてくるというプロセスで理解にもつなげていきたいと思っています。それでも離脱しちゃう人は離脱すると思うんですけれども、一定の割合で、ああ、自分のやったことにはそういう意義があったのねと理解が進んでいくことで、それなりの数は確保できるんじゃないかという仮説の下に動いておりまして、御指摘はおっしゃるとおりだと思いますが、そこもきちんと評価しながらやっていきたいと思っています。

○黒岩みどり政策課長 先ほど御質問いただきましたみどりの満足度についての数値の状況ですけれども、2016年度が「大変満足している」が12%で、最新の令和3年（2021年）の調査結果で「大変満足している」が16%ということで、上昇はしている状況です。

○早坂委員 ありがとうございます。

○村山委員 みどりに関する報告資料2の、5、課題等のところですが、2点目に、敷地の細分化や農地の宅地化等によるみどりの減少量が、新たにつくられるみどりの量と拮抗しているのです、33%を目指すみどり率が横ばいの推移にある、目標の検証が必要と書いてあるのですが、これは目標を下げるということなんでしょうか。それをやる前に、やはり敷地の細分化とか農地の宅地化を防ぐ方策を考えるべきだと思いますし、相続とか、いろいろな事情によってなかなか難しいわけですので、開発や建築のときに、どのようにみどりを増やせるかということを深く検討すべきかとも思います。目標の検証というところについて、もう少し意味を教えてくださいと思います。

○堂園みどり33推進担当部長 ありがとうございます。今まきにおっしゃるとおりで、その目標の数値を下げる前に、まずやるべきことはあるだろうというふうに思っております。その中の1つに、ここで書かせてもらった敷地の細分化というのが1つ課題になっているんですけども、やはり建築行為の届出があった際に、どれだけみどりを増やせるか、そういう指導ができるか、また支援ができるか。そういうことを今もやっているんですけども、まだまだ足りない部分があるんじゃないか。そういうことも含めて、他自治体に取り組んでいる事例も参考にさせていただきながら、できることを世田谷として最大限できないかということも含めて今後検討していきたい。そういう意味でちょっと書かせてもらったということでございます。

○村山委員 わかりました。ありがとうございます。

○那須委員 お話しいただきまして、ありがとうございます。かなりピンポイントの御質問というか、意見というかというところなんですけれども、リデュース、リユース、リサイクルというのがあると思うんですけれども、もう少し例えば修理をするであったり、道具をシェアリングするであったり、物を長く使うであったり、使わないものをいろんな人が使っていくというところも、区民としてもぜひあればいいのになというところで、もしかしたらもう既にいろいろお考えになられたりとか、既に実施されたものとかがあるかもしれないんですけれども、そういったところに何かアプローチするようなお考えというか、余地というのはありますでしょうかというのが1つ目の御質問でございます。

あとは給水所のところなんですけれども、これもすみません、ピンポイントなんですけれども、マイボトルを推進していくというのは多分一般的なところかなと思うんですけれども、やはり夏だと暑いと思うので、この暑さの中で、例えば公園の蛇口で給水している人は、私も子どもがいるのでよく公園には行くんですけども、あまり見たことがなく

て、今、いろんな公共施設等に展開されているウォーターサーバーなんかもあると思うんですけども、やっぱりそことセットでやらなければ、多分マイボトルはあんまり普及しないのかなというのも生活者目線で感じるところではあるんですけども、そのあたり、何か検討できる余地があればいいなと思って、ちょっと申し上げさせていただきました。

○池田清掃・リサイクル部長 先ほど修理という視点で御意見をいただきました。区のほうでも、区内で活動していらっしゃる民間の方々の御協力をいただいて、例えばおもちゃの病院ですとか、傘の修理の教室とかをやっているんですけども、まだまだ守備範囲は限られているというのが現状ですので、その拡大などについて、御意見を踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○中西環境政策部長 給水については担当部がどこか、という点ではありますが、マイボトルを進めていくためには確かに給水はセットで、御指摘のとおり、公園の水道って何となく、ちょっと公園所管には申し訳ないんですけども、水をくむ気がしないみたいなのは、気持ちは分からなくもないんですね。御覧になっているかもしれないんですけども、新宿御苑とかには、外国人向けなのかなというふうにちょっと思いますけれども、給水器があるんですけども、でも、よく見るとただの水道なんですよ。形がボトルに水を入れやすい形になっているだけで、いわゆる冷水機でフィルターもついているみたいなをつくるとすごくお金がかかるので、なかなかおいそれと区内のそこら中に整備するのは難しいんですけども、今の御指摘は、私の解釈だと、ちょっと水道を工夫するだけでいいんじゃないかという話なのかなというふうに解釈しました。なので、そういったことも含めて、ちょっと検討の余地はあるのかなと思いましたので、今後議論していきたいと思います。

○那須委員 ありがとうございました。

○堂蘭みどり33推進担当部長 今の関連でよろしいでしょうか。みどり所管としてということになるんですけども、確かに公園にあったらという考え方は1つあるんだろうなと思います。ただ一方で、どこまでこれをやっていくかというところはあるんですけども、公園の中の破損箇所といいますか、一般の方が通常利用してもらう分には問題ないんですけども、一番故障が起こりやすいところが水回りだったりトイレだったりするので、そのメンテナンス費用が実はすごくお金がかかる場所があるので、こういう給水器を使っていくことで、よりいいねというところと、それが違う視点で使えたりする可能性もあったりすると思いますので、ちょっと両面で考えながらやっていくべきかなと。ただ、

いい事例があったら我々も勉強していきたいと思っておりますので、こういった機会にいろんなことを吸収していきたい、学習していきたいと思っております。ありがとうございました。

○森本会長 ありがとうございました。

それではあと、朝吹委員と甲斐委員にそれぞれお願いしたいので、まず朝吹委員からお願いいたします。

○朝吹委員 ありがとうございます。私の専門が建築なので、住宅とか建築の話なんですけれども、最近、本当に国や都も、区以外もすごく住宅省エネとかをやっているの、国には国のルールと支援がありまして、都には都のルールと支援があって、区も支援をして、それが数年置きにすごく支援メニューも変わって、ルールも変わってという状況が最近特に続いていると思います。なので、区民一人一人が、その情報から必要なところだけ抜き出して対策を取ることにすごく労力がかかっているような気がするんですね。今、国とか都のホームページを見てもすごい情報があり過ぎて、なかなか自分の必要なところが探せない。そんな状況にある方が非常に多いと思うので、やっぱり区は区民には直接手が届く存在だと思いますので、必要なところにちゃんと情報が行くような情報整理とか相談窓口とか、そういったところに手を入れてほしいと思っておりますので、ぜひそのところ、よろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 先ほど家庭部門の脱炭素の取組の中で、UCHIKARAプロジェクトと一まとめにして進めていますという話をしたんですけれども、その中でUCHIKARAプロジェクトのウェブサイトというのをつくっているんですけれども、そこに例えば国と区の建物の断熱の補助金はこんなのがありますと並べて、合計して使うとトータルでこれぐらい補助金が出ますよとか、そういう情報をなるべく一元化して提供していくことは必要じゃないかという議論は我々もしていて、今それを試みています。ただ、情報がそこを見れば全て分かるかという、そこまではできていないので、一方で国や都にも、なるべく整理しない？という働きかけも必要なのかなと思っております、東京都とは一度それを試みたんですけれども、向こうに全部合わせてくれるんだったらいいよみたいな感じだったので、なかなか厳しいところはあるんですけれども、でも、合わせられるところは合わせていくというような妥協もちょっと必要なのかなと思うので、そういった整理と情報の発信をセットでやっていきたいと思います。

○甲斐委員 私からは、みどりについて、1つ先行事例としてすごく参考になるんじゃない

いかなと思うことを紹介したいと思うんですけれども、それは、実はみどりの普及を誘導するときに、どうしてもみどり量とか、そういった数値的な目標値みたいなことを掲げることからスタートしがちなんですけれども、量も重要なんですけれども、質を高めていくことが実はすごく重要で、同じみどりでも植え方次第によって、全く暮らしの中での魅力とか価値とかは大きく変わるんですよね。さらに、その質というのは、単に単体に対してだけでなく、隣同士で連携する、連鎖するという形で持ってくると、通りの環境の形成というのが出来上がっていったって、例えば道路際に50センチから80センチぐらいの隙間しかなくて、だけれども接道部全体では五、六メートルぐらいの長さがあるというところがあったら、そういったところにちょこっとみどりの植え方を工夫すると、それがずっとどこまでも連鎖すると、街並みは大きく変わるんですね。

紹介したい事例は何かというと、実は流山市で10数年前から実践しているグリーンチェーン戦略という大きな枠組みの中でグリーンチェーン認定制度というのを実施しています。これはすごくよくできているなと思うんですけれども、それは何かというと、僕が先ほど申し上げたように、単にみどりを数値として入れなさいよという話ではなくて、質的にどのような要件をクリアするときちょっとしたポイントがもらえるよという仕掛けが出来上がっていて、あるレベルのポイントを獲得した住宅がそこに並ぶと、その隣に同じような認定を受けたものがまたそこで造られて、またその隣も造られると、それが連鎖して、途端に掛け算で価値が上がっていくような、そういう認定基準をうまくつくり上げていっているんですね。

流山市は、つくばエクスプレスが開通したときから、今まで全く市街化されていなかったエリアが一気に市街化されていったという経緯があって、そのときに当然のようにいろんな不動産事業者がどっと入ってきたわけですね。その開発行為に対して、この認定制度をどんどんどんどん誘導していった経緯があって、3つ星とか5つ星とか、認定制度の中でそれを評価する仕掛けをつくっていった結果として、競い合うようにそれをみんなが取得していったら、通りの形成が出来上がっていったんですよね。結果として不動産価値が上がるので、その土地の価値とかが上がって、不動産事業者にとっての好循環が生まれる。だから結果としてそれがまた普及していったって、そうすると、流山市自体の景観とか環境の質が上がっていったって、それが1つのブランディングになっているという話になるんですね。

実際にヘドニック法だとかの調査で、坪単価当たり、数字は忘れちゃったけれども、10か

ら20%ぐらい評価額が上がっている。20%は行き過ぎかもしれないけれども、それは調べていただければと思いますけれども、そんな効果が出ているのと、さらに流山市はすごくお上手で、ブランディング戦略としていろんなメッセージを上げていくんですよね。多分、都心から一番近い森のまちとかいう名前に今度していったら、そういった制度とセットにしながら展開しているというのがあります。

何を申し上げたいかという、量より質、質を連鎖させる、その連鎖させるときにそのための事業を誘導させていく。そのための1つの先行事例として非常に参考になるのではないかと思いますとお話ししました。

○黒岩みどり政策課長 大変参考になる事例の御紹介、ありがとうございます。世田谷区でも、やはり道路沿いの緑化については助成対象の条件になっていたり、花いっぱい活動を行う場所として支援を行ったりしておるところではあるんですけども、その質の価値を連鎖させる、そしてポイントを相乗的に上げていく、そこまでの取組というのは今現在されていないので、おっしゃっていただいたような事例をちょっと研究させていただいて、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。区民代表の先生方、どうですか。よろしゅうございますか。

それではすみません、またの機会ということにさせていただいて、今度は報告資料3、世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価案件の報告をお願いしたいと思います。

では、区のほうから説明をお願いいたします。

○上原気候危機対策課長 気候危機対策課から御報告させていただきます。

画面共有させていただきます。

報告資料3-1、大規模建築物の環境配慮に対する評価についてということで、案件の報告ですけども、本日は今期初めてになりますので、まず、この報告が何かについて簡単に御説明させていただければと考えております。

次のページをお願いします。この大規模建築物の環境評価に関しましては、記載のとおりでございますけれども、環境配慮制度の対象となっている大規模な建築物につきまして、環境制度に係る基準を定めた上で評価を行って、それを公表することで、よりよい取組を促進していくということでやっている制度でございます。

次のページをお願いします。対象となっている建築物につきましては、敷地面積が3000

平方メートル以上、高さ60メートル以上または延べ床面積が5000平方メートル以上の建築物でございます。これは、環境基本条例に基づく環境配慮制度、いわゆる自治体版のアセスのようなものですが、これの対象となっている開発事業、道路事業とかいろいろあるんですが、その中でも「建築物その他の工作物の建設」という項目で対象となっているところを対象としているものでございます。

次のページをお願いします。評価の手続きでございますが、まず、環境配慮制度の対象となっている建築行為等につきましては、事前協議を行って、その後、事業者から周辺に対する説明会等を行っていただきます。その上で環境計画書を策定し提出しますが、その際に、区で書式を定めた評価算定書を事業者が策定し、区に提出いたします。区において評価算定基準に基づいて評価算定書の確認を行い、評価結果の通知書を環境配慮制度の完了通知と同時に交付しまして、最終的に評価結果を区のホームページで公表するというものでございます。

次のページをお願いします。評価基準につきましては、環境審議会の意見を聴いた上で区長が規則で定めるというふうにしておりまして、現在の評価基準は次の4つの区分で行っているところでございます。区分1としてエネルギー使用の合理化。内訳として再生可能エネルギーの利用、省エネルギー対策とあります。区分2でみどりの創出・保全、区分3で資源の適正利用、区分4で災害対策でございます。

この評価基準につきまして、環境審議会に諮問をさせていただき、答申をいただいて、見直しを図ってきております。これまでも何回か見直しをその時々状況に合わせて行ってきておりますので、環境審議会で作っていただいた評価基準に基づいて、今こういう形で評価を行っていますよと御報告するという観点から、案件につきましては審議会に報告をさせていただいている経緯になってございます。

それでは、今回出てきている案件について御報告をさせていただきます。

件数が多いので、全部は報告しないようにさせていただければと思いますが、評価の内訳について、中身のほうを1回御説明させていただければと思います。

6ページをお願いいたします。こちらが先ほど申し上げた評価算定書でございます。先ほど申し上げたとおり、区分1、エネルギー使用の合理化で、さらに細かくそれぞれの数値を定めておりまして、その数値に対して満たしたものに点数を入れ込みまして、最終的な合計で評価を行っています。

次のページをお願いします。これをそれぞれの区分ごとに行って、一番下に星印があり

ますけれども、取得した点数で評価を行う。この場合ですと「優良な配慮」を行っている、評価、星3。エネルギー使用の合理化につきましては評価3ですと、そのようなやり方でやっているところがございます。

すみません、1ページに戻ってもらってよろしいでしょうか。今回は全体で9件出てきておりますで、ちょっと件数が多いんですけども、これは前回の審議会が11月にあって、この間、大分、間が空いたということでございます。前年度につきましては4月から11月で5件出てきております。今回は9件なので、大体年間10件とか、もうちょっとという感じになっております。

それぞれの案件について個別では御報告いたしませんので、また見ていただければと思いますが、例えばで申し上げますと、1件目の事業名、(仮称)カーメスト赤堤新築工事、事業者は東京都住宅供給公社ということで、事業概要は記載のとおりでございまして、評価結果としては、エネルギー使用の合理化、みどりの保全・創出については星3で、資源の適正利用、災害対策については星2でございます。評価内容については、こういった形で評価しましたということで記載させていただいております。それ以外の案件につきましては、それぞれ記載がございますので、御覧いただければと考えております。

今後も毎回、次の審議会の間に出てきたものにつきまして、評価が終わったものについては御報告させていただくような形で進めていきたいと考えてございます。

説明につきましては以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、今日予定された報告案件は以上となります。

先ほども委員の方から積極的にいろんな御意見をいただきまして、ありがとうございます。御提言もアドバイスもたくさんいただいたと思います。あとまだもう少し時間がありますので、ぜひ御発言されていない先生方で、感想も含めてお願いできればと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日予定の議事は以上でございます。

それでは、事務局からその他の報告事項がありますので、お願いいたします。

○加野環境政策課長 それでは、次回の環境審議会の日程について御案内させていただきます。次回は9月頃の実施を予定しております。日程については決定次第、委員の皆様

改めて周知いたします。よろしくお願いいたします。

○森本会長 では、本日の日程はこれで終了でございます。これをもちまして令和7年第1回世田谷区環境審議会を閉会したいと思います。先生方、どうもありがとうございました。

午後4時40分閉会